

## 福知山市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する基本方針

### (趣旨)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）について基本的な方針を定め、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「指定地域密着型サービス事業所等」という。）の適正な運営と円滑なサービス利用に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基本方針における用語の意義は、当該各号に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

### (指定の基準)

第3条 市外に所在する指定地域密着型サービス事業所等について、原則として、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に被保険者ごとに指定を行う。ただし、当該被保険者が利用しようとするサービスが、介護保険制度の改正に伴い地域密着型サービスに位置付けられたサービスであって、当該改正前から引き続き利用している場合は、この限りでない。

- (1) 当該事業所の利用希望者が次に掲げるいずれかの理由により市内の指定地域密着型サービス事業所等を利用することが不可能又は著しく困難であること。
  - ア 市内に同種サービスが存在しない、又は3か月以上の期間にわたり定員の空きがない場合
  - イ 自然災害や虐待等特別な事情により特に利用が必要と認められる場合
  - ウ 市内の指定地域密着型サービス事業所等よりも利用を希望する市外の指定地域密着型サービス事業所等の方が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合。ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設を除く。
  - エ その他、市内の指定地域密着型サービス事業所等の利用についてアからウと同程度の困難性が認められる場合
- (2) 当該事業所の利用者の数が受入れが可能な人員数の上限に達しておらず、当該事業所が当該被保険者の受入れを認めていること。
- (3) 市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書（様式第1号）の提出があること。

(指定の同意基準)

第4条 他の市町村長から市内の指定地域密着型サービス事業所等の指定の同意を求められたときは、原則として、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に同意を行うものとする。ただし、当該他市被保険者が利用しようとするサービスが、介護保険制度の改正に伴い地域密着型サービスに位置付けられたサービスであって、当該改正前から引き続き利用しているものである場合は、この限りでない。

(1) 利用希望者が次に掲げるいずれかの理由により住所地の指定地域密着型サービス事業所等を利用することが不可能又は著しく困難であること。

ア 住所地に同種サービスが存在しない、又は定員の空きがない場合

イ 自然災害や虐待等特別な事情により特に利用が必要と認められる場合

ウ その他、住所地の指定地域密着型サービス事業所等の利用についてア又はイと同程度の困難性が認められる場合

(2) 当該事業所の利用者の数が受入れが可能な人員数の上限に達しておらず、当該事業所が本市の介護保険の被保険者でない者（本市に所在する法第13条の住所地特例対象施設に入所又は入居している他市町村の被保険者を除く。以下「他市被保険者」という。）の受入れを認めているとき、かつ、当該同意申請に係る地域密着型サービスの利用を希望する者を含め、他市被保険者の割合が定員等のおおむね2割以内であること。

(3) 介護保険事業計画の遂行に支障とならないこと。

2 前項第2号に規定する「定員等のおおむね2割以内」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護については契約者数のおおむね2割以内をいい、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については登録者数のおおむね2割以内をいい、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については利用定員のおおむね2割以内をいう。

(指定の同意に係る手続)

第5条 他の市町村長は、市内の指定地域密着型サービス事業所等の指定の同意を求めようとするときは、同意を求める書面を市長に提出しなければならない。

2 他の市町村長から市内の指定地域密着型サービス事業所等の指定の同意を求められたときは、前条に規定する基準に適合するか審査し、その結果を当該市町村長に通知するものとする。

3 市長は、同意に際して必要な条件を付することができる。

(サービス提供開始に係る通知)

第6条 市長は、法第42条の2第1項本文又は法第54条の2第1項本文の指定を行ったときは、利用を希望する市外の指定地域密着型サービス事業所等に対し、次の各号について通知するものとする。

- ア 利用者氏名及び被保険者番号
- イ サービス事業所名及び住所
- ウ 事業所指定番号及びサービスの種類
- エ サービス提供開始日

(指定の効力)

第7条 市外の指定地域密着型サービス事業所等は、被保険者がサービスを利用しなくなった場合は、速やかに本市に届け出なければならない。また、その場合は、第6条に規定する通知は、サービスを利用しなくなった日以降、無効とする。

(その他)

第8条 この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基本方針は、令和6年7月1日から施行する。